



宮 崎 県 公 報

令和5年2月2日(木曜日) 第378号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課) 2
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 2

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 3
- 救急病院の認定 (7件) …………… (医療政策課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 4
- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 4
- 保安林の指定予定…………… (自然環境課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… (“) 5

頁

訓 令

- 宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 7

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件) …… (商工政策課) 8
- 地図及び簿冊の認証 (4件) …………… (農村計画課) 9
- 土地改良区の解散…………… (農村整備課) 9
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 9
- 都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 9

選挙管理委員会告示

- 政見放送の回数を定める告示の一部を改正する告示……………10

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
県税・総務事務所長	1 [略] 2 旅券法(昭和26年法律第267号)による次の事務(宮崎県税・総務事務所を除く。)(1)~(3) [略] (4) 第8条第1項の規定による交付に関する事(第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。) (5) [略] (6) 第10条第1項の規定による返納の受理に関する事。 (7) 第11条の規定による返納の受理に関する事。	県税・総務事務所長	1 [略] 2 旅券法(昭和26年法律第267号)による次の事務(宮崎県税・総務事務所を除く。)(1)~(3) [略] (4) 第3条第5項の規定による確認に関する事。 (5) 第8条第1項の規定による交付に関する事(第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。) (6) 第8条第2項の規定による返納の受理に関する事。 (7) [略]

<p>こと。</p> <p>(8) 第12条第1項の規定による申請の受理に 関すること。</p> <p>(9)~(12) [略]</p> <p>3 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第4 条第1項第5号の規定による書面の交付に関す ること(宮崎県税・総務事務所を除く。)</p> <p>4~7 [略]</p>	<p>(8)~(11) [略]</p> <p>3 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6 条第1項第5号の規定による書面の交付に関す ること(宮崎県税・総務事務所を除く。)</p> <p>4~7 [略]</p>
[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年3月27日から施行する。

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第2号

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県漁業調整規則(令和2年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の有効期間)</p> <p>第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第4条第1項第16号に掲げる漁業 1年</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第4条第1項第1号に掲げる漁業 3月</p> <p>2 [略]</p>	<p>(許可の有効期間)</p> <p>第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第4条第1項第1号及び第16号に掲げる漁業 1年</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第3号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和48年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(第5条の2第2項及び第6条第1項において「写真」という。)を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(第5条の2第2項及び第6条第1項において「写真」という。)を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込</p>

書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 受験申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

2・3 [略]

(電子情報処理組織による受験の申込み等)

第15条の2 指定試験機関は、第13条第1項の規定による学科試験の免除の申請及び前条第2項の規定による受験の申込み（以下「受験の申込み等」という。）については、第13条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）及び前条第2項の規定にかかわらず、指定試験機関の定めるところにより、電子情報処理組織（指定試験機関の使用に係る電子計算機と受験申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた受験の申込み等については、第13条第2項及び前条第2項の規定により受験の申込み等が行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた受験の申込み等は、同項の指定試験機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定試験機関に到達したものとみなす。

書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 受験申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

2・3 [略]

(電子情報処理組織による受験の申込み)

第15条の2 指定試験機関は、前条第2項の規定による受験の申込みについては、同項の規定にかかわらず、指定試験機関の定めるところにより、電子情報処理組織（指定試験機関の使用に係る電子計算機と受験申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた受験の申込みについては、前条第2項の規定により受験の申込みが行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた受験の申込みは、同項の指定試験機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定試験機関に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、令和5年2月28日から施行する。ただし、第15条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ハラダ調剤薬局北小路店	延岡市北小路10番地22	令和5年1月6日

宮崎県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
鮫島整形外科医院	日向市原町4丁目5番12号	令和4年11月16日

宮崎県告示第92号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団仁和会竹内病院	宮崎市霧島2丁目260番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第93号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人地域医療	

機能推進機構宮崎江南病院	宮崎市大坪西 1 丁目 2 番 1 号
--------------	---------------------

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第94号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立延岡病院	延岡市新小路 2 丁目 1 番10

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第95号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人隆徳会鶴田病院	西都市御舟町 1 丁目78番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第96号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険高原病院	西諸県郡高原町大字西麓 871番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第97号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
都農町国民健康保険病院	児湯郡都農町大字川北5202

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

宮崎県告示第98号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人伸和会延岡共立病院	延岡市山月町 5 丁目5679-1

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月8日から令和8年2月7日まで

宮崎県告示第99号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000384	多機能型事業所あおいろ	児湯郡高鍋町大字北高鍋 787-2	一般社団法人 Branch	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5166番地	令和5年2月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス

宮崎県告示第 100号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-21	映画	痴漢探し 誘惑のミニスカート	浜野組 ＜新東宝映画＞	令和5年1 月20日
4年-22	映画	ボーンズ アンド オール	ワーナー・ブラザース映画 (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 101号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字猿渡 2973-1、2973-7、字笹ノ下り2978-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字猿渡2973-7・字笹ノ下り2978-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 102号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字猿渡2973-7・字笹ノ下り2978-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 103号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年2月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南郷線	西都市大字上揚土屋98番1地先から同市同大字同字101番1地先まで	旧	4.5～14.0	50.4
				新	5.8～16.6	50.4

宮崎県告示第 104号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年2月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市大野町794番3地先から同市同町770番5地先まで	旧	10.3～28.4	163.4
				新	10.3～20.2	163.4

宮崎県告示第 105号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年2月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
368	県道	勢田木 崎線	宮崎市大字 熊野字正蓮 寺 636番 1 地先から同 市同大字同 字 636番 5 地先まで	旧	11.7～ 14.5	15.9
				新	16.0～ 16.0	15.9

宮崎県告示第 106号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年2月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字土屋 98番 1 地先 から同市同 大字同字 1 01番 1 地先 まで	令和5年2月2日

宮崎県告示第 107号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 伊達第 2 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 15 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 15 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市構口町 1 丁目 6050 番
2	” ” 6051 番 1
3	” ” 6051 番 1
4	” ” 6051 番 1
5	” ” 6055 番 1
6	” 伊達町 3 丁目 6055 番 5
7	” ” 6054 番 3
8	” ” 6054 番 1
9	” 伊達町 2 丁目 5964 番
10	” 伊達町 3 丁目 5981 番 3
11	” ” 5984 番 2
12	” ” 5839 番地先道路敷
13	” ” 6001 番地先道路敷
14	” 構口町 1 丁目 6048 番 7
15	” ” 6048 番 8

宮崎県告示第 108号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 岩下 - 1 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 12 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市大字益安字銀杏ノ木 2778 番
2	” ” ” 2779 番
3	” ” ” 2779 番
4	” ” 字岩下 2787 番 1
5	” ” ” 2788 番
6	” ” ” 2788 番
7	” ” ” 2788 番
8	” ” 字銀杏ノ木 2771 番 1
9	” ” 字折田 634 番 1
10	” ” ” 630 番 3
11	” ” 字銀杏ノ木 2773 番 1
12	” ” ” 2778 番

宮崎県告示第 109号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年宮崎県告示第 466号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 伊達第 2 - 1 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結

んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地		
1	延岡市構口町1丁目6050番		
2	〃	〃	6051番
3	〃	〃	6051番
4	〃	〃	6051番
5	〃	伊達町3丁目5984番2	
6	〃	〃	5839番地先道路敷
7	〃	〃	6001番地先道路敷
8	〃	構口町1丁目6048番7	
9	〃	〃	6048番8

宮崎県告示第110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、令和3年宮崎県告示第467号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

訓令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第1号

本庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第3(その1)(第4条関係)					別表第3(その1)(第4条関係)				
本庁各課特定専決事項					本庁各課特定専決事項				
課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課 長 特 定 専 決 事 項	課 長 特 定 専 決 事 項	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課 長 特 定 専 決 事 項
[略]					[略]				
オー ル み や ぎ 営 業 課				1 [略] 2 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第4条第1項各号に掲げる事務に関する事務にすること。	オー ル み や ぎ 営 業 課				1 [略] 2 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項各号に掲げる事務に関する事務にすること。
[略]					[略]				

附則

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ハピネス都城店
都城市松元町 170番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
丸山物産株式会社 代表取締役 丸山松吉
都城市大王町34街区1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハピネス 代表取締役 丸山将史
都城市平江町8街区12号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年9月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,699㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 51台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 50台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物内東側 144㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 45㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4箇所 建物敷地南東側及び南西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和5年1月23日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間

令和5年2月2日から令和5年6月2日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和5年2月2日から令和5年6月2日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス大王店
都城市大王町57号1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年9月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,269㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 32台（駐車場No.1）
建物敷地南東側 12台（駐車場No.2）
合計 44台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南東側 19台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 50㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 11.33㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所

建物敷地北東側及び南東側(2箇所 駐車場No.1)

建物敷地南東側駐車場北西側(1箇所 駐車場No.2)

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和5年1月25日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年2月2日から令和5年6月2日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年2月2日から令和5年6月2日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

令和2年7月1日から令和4年2月25日まで

3 地籍調査を行った地域

延岡市北方町地番区域未の一部

4 認証年月日

令和5年1月24日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

令和2年7月1日から令和4年2月28日まで

3 地籍調査を行った地域

延岡市北川町川内名の一部

4 認証年月日

令和5年1月24日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

令和2年7月1日から令和4年2月28日まで

3 地籍調査を行った地域

延岡市川島町の一部

4 認証年月日

令和5年1月24日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

国富町

2 地籍調査を行った期間

令和2年6月1日から令和4年3月17日まで

3 地籍調査を行った地域

国富町大字宮王丸、大字深年の各一部

4 認証年月日

令和5年1月24日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、南平土地改良区(高千穂町)が解散した。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、権現新地区県営土地改良事業(宮崎市、県営ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年2月2日から令和5年3月3日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同

法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和5年2月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

日向延岡新産業都市計画道路

(2) 名称

3・4・23号南町加草線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

門川町大字加草字海田及び字深迫の各一部

(2) 削除する部分

門川町宮ヶ原5丁目、宮ヶ原3丁目並びに大字加草字枝、字迫の前、字海田、字深迫、字加草口、字米田及び字岡花の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課

(2) 期間

令和5年2月2日から令和5年2月16日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

政見放送の回数を定める告示（平成7年宮崎県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和5年2月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表第2</p> <p>1 テレビジョン放送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者1人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>別表第3</p> <p>1 テレビジョン放送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者1人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>	株式会社宮崎放送	<u>1</u>	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>	株式会社宮崎放送	<u>1</u>	<p>別表第2</p> <p>1 テレビジョン放送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者1人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>別表第3</p> <p>1 テレビジョン放送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基幹放送事業者</th> <th style="text-align: center;">候補者1人当たりの放送回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>	株式会社宮崎放送	<u>2</u>	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>	株式会社宮崎放送	<u>2</u>
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数																								
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>																								
株式会社宮崎放送	<u>1</u>																								
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数																								
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>																								
株式会社宮崎放送	<u>1</u>																								
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数																								
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>																								
株式会社宮崎放送	<u>2</u>																								
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数																								
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>																								
株式会社宮崎放送	<u>2</u>																								